

20県安第1098号

平成20年7月14日

経済産業省原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 様

福島県生活環境部長

東京電力株式会社福島第二原子力発電所3号機における  
定期検査時期及び定期事業者検査時期の変更について

平成20年7月14日、東京電力株式会社から当県に対し、福島第二原子力発電所3号機の定期検査時期及び定期事業者検査時期について、電気事業法第54条及び同法施行規則第92条の規定に基づき、本日付で、経済産業大臣宛に、検査開始希望日を平成20年9月6日（現行計画では平成20年8月20日）とする変更承認申請を行った旨、連絡がありました。

貴職におかれましては、当該機の上記定期検査時期等の変更に当たり、安全・安心の確保に万全を期されるよう要請いたします。

(事務担当 原子力安全対策課 担当：小池主任主査 電話：024-521-7255)